

教員採用候補者選考試験 Q&A

【お問い合わせ先】

相模原市教育委員会 教職員人事課

電話：042-769-8279

質問事項	回答
◆受験申込について	
Q1 実施要項は、どこで入手できますか。	A1 市ホームページでダウンロードできる他、市立図書館、相模大野図書館、橋本図書館、各まちづくりセンター、各行政資料コーナー等で配架しています。遠方にお住いの場合は、ご自身の「郵便番号、住所、氏名」を記載した返信用封筒（角型2号）を同封（210円分の切手を貼付）し、お問い合わせ先（相模原市教育委員会 教職員人事課）に、郵送により請求できます。
Q2 通信制の大学を卒業した場合、申込書の学歴欄には、どのように記入すればよいですか。	A2 通信制で卒業した場合、学位を取得していれば学歴欄に記載してください。 ※聴講生、単位取得を目的として通った大学については、最終学歴とはなりませんので注意してください。
Q3 特別選考（大学推薦）での受験を検討しています。申込手続きはどのように進めればよいですか。	A3 電子申請での申込は受け付けておらず、大学等を通じたの申し込みとなりますので、詳しくはご自身の大学へ確認してください。
Q4 申請後に内容を訂正、又は取り下げをしたい場合どうすればいいですか。	A4 電子申請で申込まれた方は、申込受付期間内であれば電子申請で内容の修正、取り下げを行うことができます。上手くできない場合はお問い合わせ先までご連絡ください。 郵送で申込まれた方は、A4の用紙（様式、枚数は問いません）に、取り下げ又は修正したい項目・内容について、正確に記載いただき、お問い合わせ先まで郵送してください。（書留又は簡易書留によらない郵便事故については、一切考慮いたしません。）
Q5 小学校及び中学校の教諭普通免許状は所有していませんが、特別支援学校教諭免許状を所有しています。小学校全科（特別支援）又は中学校特別支援に申し込みすることはできますか。	A5 受験区分の教諭普通免許状を所有していることが受験資格となります。特別支援学校教諭免許状のみ所有している場合は受験資格を満たすことができず、申し込むことはできません。
◆特別選考資格要件について	
Q6 特別選考①教職経験者イの非常勤講師について、勤務時間数での制限はありますか。	A6 非常勤講師としての勤務経験については、1週間あたりの勤務時間数等による制限はありません。なお、実際に勤務（任用）された期間で算定を行います。非常勤講師登録されている期間とは異なりますので注意してください。
Q7 特別選考②「市内任期付職員（教員）、常勤代替教諭」で受験したいのですが、「【新任】任期付職員、常勤代替教諭、常勤代替養護教諭研修講座」（全5回）の日程を教えてください。	A7 相模原市教育センターHPにて公表しておりますので、下記よりご確認下さい。 http://www.sagamihara-kng.ed.jp/kyouikucenter/

Q 8 特別選考②「市内任期付職員（教員）、常勤代替教諭」で受験したいのですが、自身が「【新任】任期付職員、常勤代替教諭、常勤代替養護教諭研修講座」をこれまで受講したか覚えていません。どこに確認をすればよいでしょうか。
A 8 受講年度がわかれば教職員人事課で確認ができますが、受講年度がわからなかったり、記憶が曖昧だったりする場合には、令和5年度に受講することをお勧めいたします。また、複数年にわたって受講など、全5回の受講が確認できない場合も、令和5年度に受講していただくことになります。
Q 9 特別選考②「市内任期付職員（教員）、常勤代替教諭」の受験者で、「【新任】任期付職員、常勤代替教諭、常勤代替養護教諭研修講座」を受講しなかったのですが、受験申込の時には、すでに第1回の研修が終わっていました。どのようにすればよいですか。
Q 9 相模原市教育センター研究・研修班に連絡し、代替研修について相談してください。 相模原市教育センター研究・研修班 連絡先：042-756-0290
Q 10 特別選考⑨「大学3年生等早期チャレンジ!!」の受験を考えています。この特別選考区分でも加点制度は利用できますか。
A 10 加点制度は利用できますが、教員免許状の取得見込みで加点を申請した場合、加点申請した教員免許状が令和7年3月31日までに取得できない場合は、第一次試験の「一般教養・教職専門試験」の合格取り消しとなる場合がありますので、取得が十分に見込める免許状で申請をしてください。
◆加点について
Q 11 小中学校の免許状の併有に加え、加点対象となる資格もいくつか所有しているが、加点の上限は何点ですか。
A 11 加点の上限は「10点」までです。（小学校全科（英語コース）受験の方は「20点」）従って複数の要件を満たす場合であっても、加点の合算は行わず1つの要件による加点のみとなります。
Q 12 小中免許状を取得見込みとして加点を申請し、名簿登載後、事情により加点申請した免許がとれなかった場合、どうなりますか。
A 12 取得見込みとして加点を受けた方が、令和5年3月31日までにどちらか1つでも免許を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される場合があります。
◆第1次試験について
Q 13 第1次試験は何時頃終了しますか。
A 13 終了時間は、12時半頃を予定していますが、荒天や公共交通機関の遅れ等から試験開始時間が遅れることもあります。公共交通機関等の予約をされる場合、ご注意ください。
Q 14 スマートフォンや携帯電話を時計として使用することはできますか。
A 14 スマートフォンや携帯電話、タブレット、音楽再生機器等を時計として使用することはできません。時刻表示を主な機能とする時計をご用意ください。また、時計であっても、スマートウォッチ等、インターネットや電子辞書、電卓等の機能があるものは、使用できません。（通常の腕時計をお持ちください。） ※第2次試験も同様です。
Q 15 過去の試験問題を見ることはできますか。
A 15 相模原市役所1階の行政資料コーナーで過去5年分の第1次試験問題を閲覧することが可能です。また有料となりますがコピーをとることもできます。

◆第2次試験について			
Q16 第2次試験の日程を教えてください。			
A16 <u>8月10日(木)～8月16日(水)の指定した1日</u> で、「模擬授業」、「個人面接」及び受験区分によっては「実技試験」を実施致します。			
Q17 模擬授業の指導案は、模擬授業をする7分間分だけ準備すれば良いですか。			
A17 指導案は、7分間分だけでなく、1単位時間(45分又は50分)の内容を記載してください。様式については、第1次選考試験合格者に対して提示致します。			
Q18 模擬授業はどのように行われますか。			
A18 第2次試験において、個人面接と併せて実施します。模擬授業を実施した後、個人面接となります(実技試験のある受験区分の方は、模擬授業・個人面接の前後で実技試験を実施)。模擬授業における児童・生徒役の有無については、新型コロナウイルス感染症の感染状況によって判断し、第2次試験受験者に対しお知らせします。			
Q19 第2次試験の評価基準を教えてください。			
A19 令和4年度の「評価の観点」は相模原市HPにて公表しておりますので下記よりご確認ください。 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026815/shokuin_annai/school/1005283.html			
Q20 模擬授業において、児童・生徒役にプリント等を配布しても良いですか。			
A20 児童・生徒役にプリント等の配布は可能ですが、片付けの際に必ず回収してください。なお、面接員には提出いただく『指導案』以外は配布することはできません。			
◆その他			
Q21 現在住んでいる地域によって、合否へ影響はありますか。			
A21 住んでいる地域が合否へ影響することはありません。毎年、遠方にお住まいの方に受験いただいております。採用され本市で能力を発揮されている先輩教員が多くおります。			
Q22 合格した場合、転居を考えていますが、どこに住めばいいのかわかりません。			
A22 1月末までに住所等変更届の提出があれば、その住所を考慮したうえで配属先を決定していきます。そのため特に2月以降の転居については、速やかに教職員人事課まで連絡をお願いします。			
Q23 配属先はいつ頃、どのように決まりますか。			
A23 現職教職員の構成(年齢、性別、勤続年数等)の均衡を保持しつつ、適正な人事配置を進めて、3月上旬にお知らせします。			
Q24 小学校全科(英語コース)は、採用後どのような業務に就くことになるのでしょうか。また専科としての勤務はありますか。			
A24 採用後は、学級担任等を担当していただき、児童の指導に当たっていただきます。また、将来的には、本市英語教育の中心的役割を担っていただく予定です。今後のキャリアの中で英語専科の担当として勤務していただく場合もありますが、必ず専科担当となるわけではありません。			
Q25 給与(初任給)・賞与について教えてください。			
A2 新規卒業(修了)者の初任給は、概算で次のとおりです。【令和4年4月1日現在】 なお、採用前に職歴などがある人は、その内容に応じて算定を行い加算されます。			
区 分	修士課程修了	大学卒	短大卒
初任給	275,097円	250,003円	223,844円
上記の額には、給料・教職調整額・地域手当・義務教育等教員特別手当を含みます。その他、各			

個人の状況に応じて、通勤手当・扶養手当・住居手当なども支給されます。また、賞与は「期末手当」及び「勤勉手当」が年2回（6月、12月）支給されます。